

## 原子力規制委員会記者会見録

- 日時：平成30年4月25日（水）14：30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：更田委員長 他

### <質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、デミズさんからお願いします。

○記者 読売新聞のデミズといいます。

本日の定例会の議題の1番目ですかね、浜岡原発のトラブルの関係でいろいろやりとりがあった中で、直接関係ないことなのかもしれないのですが、委員長の方から、法令報告の関係で事業者がどういう分析をして、どういう報告をしたか、まず生の説明を聞きたいですというお話をされてきました。

これは確認なのですが、従来、規制庁と事業者の方でやりとりをして、その報告書を委員会の方に出すというプロセスを踏んでいたと思うのですが、そうではなくて、公の委員会の場で一旦説明を聞くというか、事業者から説明を聞く。そういうことを念頭にああいった発言をされたのでしょうか。

○更田委員長 まず、中心となるお答えから申し上げますと、まずとにかくやり方をどうしようかというのは、今日、長官に指示をしたところなので、具体的にどういうやり方をとるかというのはこれからです。

ただ、発言の背景にあったのは、おっしゃるように、事業者からまず最初の報告書、生の報告書が出てきて、それを規制庁の職員がヒアリングを通じて、ここをもっとこう書いた方がいいのではないか、ここがこう足りないといわば注文をつける、ないしは指導するような形で報告書を練り上げていって、よし、これならここで委員会に報告できるねとなってから出てくる。

このアプローチは、実は旧規制組織のやり方をすごく連想させるのですね。原子力安全・保安院時代のアプローチを強く連想させる。今はヒアリングの資料もウェブサイトに載せているし、そういった意味では一定の透明性は確保されているとはいうものの、ヒアリングのウェブサイトをずっと追いかけて、資料をずっと見ていない限りはなかなか浮上してこないわけです。

最後に規制庁職員も加わって議論をして、まとめ上げたものの報告を受けるという形だと、そもそも事業者が事業者の責任として、最初、事態をどう受けとめて、どういう

解決策を考えたのかというところが浮き彫りになってこない。

しかも、事象によっては安全にかかわる。全くかかわらないとまでは言えないものの、むしろ事業者が事業を円滑に進めるためにトラブルを防ぐことが必要なものに、こういったものにまで規制当局がいっぱい指導を加えて、仕上がったものを委員会に1年後に報告しますと。このやり方はあんまりだろうと。

規制資源の配分としても適正さを欠いているし、それから、事業者責任の明確化という意味でも適正さを欠いているし、ですから、手とり足とり指導して最終的に仕上がったものが初めて浮上してくるというやり方は、規制当局のあり方として正しくないし、今回は法令報告事象ということではあったけれども、規制にかかわる全てのことにおいて、国側が何らかの指導なり、注文を事前につけて、仕上がったものが最後に浮上してくるというやり方は、これは安全を確保する、きちんとした適正な、的確な規制を行うという上で正しいやり方では決してないので、これはやはり改めていくべきだと思います。

ただ、具体的にどういうやり方をとるか。法令報告事象ごとに委員会に事業者に来てもらって報告されていたら、たまったものではないかもしれないし、それは、だから、どういうやり方をとるかというのは、そんなに長い時間をかけずに規制庁の方で検討してほしいと。その案について私たちは報告を受けて、進め方を決めていくことになりました。

- 記者 関連して、今おっしゃったように、旧規制当局のやり方を連想させるというか、問題意識があるというのはわかったのですが、そもそもの質問なのですけれども、今日おっしゃったことというのは、いつごろからそのように思っていたのかというのは。
- 更田委員長 実はこの法令報告事象という観点に狭めて考えてしまうと、いつごろからかというのはお答えしにくいのですが、全般に関して、先にヒアリング等で注文をつけたり、指導を加えて、それから浮上させるというやり方に、危機感というか、危険だと感じていたのは規制委員会発足直後からです。ずっと一貫して持っています。そして、今でも緩めたらまたもとのやり方に戻ってってしまうのではないかという危機感は一程度持っています。

例えば審査では、審査会合をオープンでやっています。ユーチューブ、ウェブカメラを入れて、ないしはテレビカメラが来てもいいよという状態でやっています。

ところが、本来であれば、ほとんどヒアリングなしで審査会合をやりたいぐらいなのです。ただし、審査会合の席で、事実確認や、審査官の説明されている内容に対する理解のためのプロセスまで審査会合でやってしまうと、物すごい時間がかかるわけですね。ですから、事前のヒアリングは、原則1～2回は仕方ないだろうと。ただし、そこで注文をつけるのではなくて、事業者の説明内容を審査官が理解するためのプロセスとしてヒアリングを使うのは構わないけれども、注文をつけたり、指示をしたり、要求を出したりするのは必ず審査会合でと。

これは繰り返し言ってきたつもりですがけれども、それでもやはりだんだんヒアリングというのが増えていくのですね。それはやはりカメラの前でない方がやりやすいと思う人もいるのだらうけれども、だけれども、これは適正さであるとか、それから、身を守るという言い方をするとふさわしくないかもしれないけれども、あらぬ嫌疑がかからないようにするためには、公開の席でやる方が個々の審査官を守ることにだってなるのだと思っていて、ですから、できるだけ、透明性の観点からも、ヒアリングで注文をつけてというのが重なることにいつから不安を持たれたかというのが質問ですがけれども、最初からずっと持っています。

○記者 最後に、済みません。今日のお話にもありましたように、ヒアリングというのは少し偏重ぎみになっているよねというお話も関連することではあるのですがけれども、双方の言い分、事業者にしても、規制当局にしてもいろいろな言い分があると思うのですがけれども、望ましい形というか、どのようにお考えか、最後に一言。

○更田委員長 事業者の主張は、公開の席で思う存分展開してもらいたいと思っているし、それに対して注文や要求は、こちらも審査会合で行うべき。ヒアリングはあくまで事実確認や基本的な理解を行うための準備で、審査会合1回につき、それこそ本当に1回、ないしせいぜい2回がいいところだと思っていますし、それでうまくいかないようだったら、それこそそもそもヒアリングを公開のものにしてしまうという手だってあると思います。

ただ、こういうことを言うと、広報の方から、カメラが追いつかないとか、会議室が足りないとか、そういう悲鳴が上がってしまうのだけれども、ただし、透明性は最も大事なので、技術的に可能なのだったら、本来、ヒアリングを全部公開にしてしまうというのも、可能であればやりたいぐらいですがけれども、事実上は難しいというのが現状ですね。

○記者 ありがとうございます。

○司会 御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。ミヤジマさん。

○記者 FACTAのミヤジマですが、ヒアリングというよりは、霞ヶ関のどこでもよくある監督官庁と業者との根回しというか、結局、そうになってしまうことをおそれているということなのでしょうか。

私などは、大体経産省のやっていることを見ると、業者がやってくるのは実質的な根回しであると。それで、いいところかげんでやっていると。だから、根回しは禁止だと、はっきり言っていただいた方が私にはよくわかるのですがけれども、その辺はどういう認識なのでしょうか。

○更田委員長 ミヤジマさんの言われたようなポイントも含まれるかもしれないけれども、それだけではないのです。というのは、例えばお互いに、特にこちら側の話でいうと、例えば審査官が技術的な力量に不安があると、いきなり公開の会合で言えない。事前に

これはおかしい質問でないよと確認してからでないといけないとか、公開の席でやはりそれぞれの意見、技術的な理解をきちんと述べるようにならないとだめなのですよ、基本的に。

ですから、ヒアリングが進んでいくと、とにかくヒアリングでは自由に話せるけれども、公開の席になると引っ込み思案というか、黙ってしまうというようなものは、私たちが求める人物像では全くないので、こういうものを排除したいと。これがまずあります。

それから、もう一つは、ヒアリングが行われて、随分時間を消費して、いざ審査会合になってみると、何でこんな論点をやっているのというのがあるのですね。もう審査の経験が積み重なっているんで、先行の審査の事例を見れば、どこが争点になる、論点になるというのがお互いにわかっているはずなのに、そこから議論が始まらないで、ないしは当初申請の内容そのままのものを改めて説明する。先行の審査を見ていけば、当然、どこを改めなければならぬかは事業者側も承知しているはずなのに、当初申請の内容を改めて御説明させていただきますと。それを審査チームは聞いてと。時間の無駄ですよ、これは。ですから、こういった時間の無駄を排除するためにも、余りヒアリングを何回も重ねてなんてやってほしくない。

それから、ミヤジマさんのおっしゃることも外れてはいないのは、やはりヒアリングというのはネゴシエーションになるのではないかと。それは例えば規制の要求にしても、基準をクリアするのだけれども、なるべく低いところを飛ばうとするような姿勢というのは、最も私たちが安全文化として、事業者の安全に対する姿勢として排除しようとしているものなので、事前にこのあたりのもので、こんなものでどうでしょうとやられたら、たまったものではないので、その点に関してはミヤジマさんのおっしゃるとおりで、ただし、それだけが要素ではありません。

○司会 御質問のある方はいらっしゃいますか。ヤマグチさん。

○記者 プラッツのヤマグチです。

ちょっと漠然とした質問で恐縮なのですが、加えて不勉強で。いわゆる再稼働が川内1号、2号で起きまして、今、2号機が定期検査に入りました、1号機に続いて。2号機の定期検査、再稼働というのは9月下旬を予定しているということで、約5カ月間ぐらいかかるという形です。

アメリカの方なんかは、聞くところ、定期検査なるものが次第に短くなってきていると。ケース・バイ・ケースなのでしょうけれども、1カ月ぐらいでおさまる場合もある。もちろん日本の場合も、2カ月で終わる場合もあれば、5カ月かかるものもある。

ただ、全体として長いなという印象をうちの方のデスクも持っておりまして、もちろん期間というのは何をやるかの作業工程によって決まるものだと思いますけれども、委員長、雑感で結構なのですが、そこら辺の総体的な期間とか、検査項目とか、

何か違いをお感じになるところがありましたら、お聞かせいただけますでしょうか。

- 更田委員長 ごくざっくりとした感想を申し上げますと、一般論からして、定検期間の5カ月というのは非常に長いです。短ければいいというものでもないし、長ければ長いほどいいというものでもないですけれども、一般論として5カ月という定検期間は長い。ただ、内容にもよります。例えば、PWRで言えば、蒸気発生器の施栓だとか、それこそ交換だとかいうことになれば、長期間停止することもあるし。

ただ、米国は確かに定検が短いというのは、規制が定検期間にかかわる部分があるとしたらば、今後、新検査制度の中ではあるけれども、パフォーマンスベースド、例えば、非常に成績のいい、順調に動いている機器に関しては点検頻度を落としていくとか、ないしは逆にトラブルがしょっちゅう起こっているものに関しては点検頻度を上げていく、ないしは点検項目を増やすといった、成績に応じた検査のアプローチであるとか、あるいはリスク情報を活用して、点検間隔であるとか、点検項目を決めていく、このアプローチで、安全をより高めて、かつ定期検査期間を効率的に進捗させるというのは、検査の効率化、さらにより高い安全性を確保するという観点からも重要なものだと思います。事業者は事業者で、定検はなるべく効率的に進めたいと思っているし、それが必ずしも安全を阻害するというものではなくて、安全性の向上と効率的な定期検査は両立すると思っています。

あとは、米国は運転期間が違うというところがあって、運転期間が違うというのは、例えば、ある10年間なら10年間の定期検査の回数が違います。日本は13カ月で、米国は16、18、スペインなどは24カ月というのがあるのですかね。いわゆる長サイクル運転というやり方があるって、ある長い期間を見たときのトータルの定期検査でとまっている日数というのは、それによっても変化をしていきます。

- 記者 短期、効率的にというのは日本でも目指す方向であろうというお考えでしょうか。規制側として。

- 更田委員長 これはじっくり議論をしなければならないとは思いますが。ただ、どんな機械でもそうですけれども、いじり倒せば、いじり倒すほどいいかというと、そんなことはなくて、機械は、例えば、分解点検やった後、調子が悪くなるというのは結構あるのですよ。例えば、非常用のディーゼル発電機などは、分解点検後に、再組み立てのときのミスのために2台同時にというような、要するに、組み立て方を間違った人が両方組み立てると、いざというときに両方倒れる。これは共通要因故障になるのですね。ですから、2つDGがあったら、それぞれ別の業者に分解点検をしてもらうというやり方もあることはあるのですけれども、そういった注意を払いながら、かつ効率的な定期検査というのは、事業者のニーズにもかなうだろうし、規制当局にとっても安全向上という観点から有利なものだろうと思いますので、定期検査の在り方等々は新検査制度の中でも、これは議論をいついつまでにといいより、一定の議論を常に続けていくべきテーマだと思います。

○司会 どうぞ。

○記者 朝日新聞のオガワと申します。よろしくお願いします。

OECD/NEAが最近、安全文化ワーキンググループを立ち上げて、3月でしたかね、伴委員も御出席されていましたが、ここでワーキンググループの会議をされて、各国のシニアレベルの規制当局の方々が議論を深められたということなのではございますけれども、今後、福島事故の教訓も踏まえて、国際的に規制機関の間で情報共有をして、新たなイノベーションであるとか、新たな知見に対応していこうということだと思っておりますが、改めて委員長として、そういった国際連携というものにどういう期待をされるのかということと、もう一点、NEAの方は、各国の規制機関が収集する規制上の成功事例とか、いわゆる弱点と言われるものを収集して、また新たなレッスンにつなげていきたいということなのではございますけれども、福島事故を経験した規制機関として、こういったことを国際的な知見づくりにつなげていきたいかをお願いします。

○更田委員長 まず1つ目、OECD/NEAの中のCNRAという、規制機関が集まった委員会があって、そのCNRAの下にWGSCというワーキンググループが新たに設置されました。このワーキンググループの会合が開催されて、伴委員がそのワーキンググループの議長に選出をされた。このワーキンググループの成り立ちは、3年ないし4年前に、CNRAと、安全研究を議論するCSNIという委員会と、それから、放射線防護のCRPPHという委員会があるわけではございますけれども、この3つの委員会が合同で規制当局の安全文化というワークショップをやっています。実は私も出席をしているわけではございますけれども、福島第一原子力発電所事故を受けて、規制当局が持つべき安全文化、それから、事業者が持つべき安全文化、さらに言えば、規制当局にとっては、事業者の安全文化をどう測るか、どう評価するかが大きな議論になります。NEAは新たにWGSCというワーキンググループを持って、その上でまず規制当局の安全文化の在り方について議論を進められるということで、伴委員が議長をやるということもあって、それから、多分、タスクが2つ立つと思っておりますけれども、そのうちの1つは日本が深くかかわるので、ここでの議論が、意味のある議論が進むことを期待しています。一方で、安全文化は非常に輪郭が曖昧な議論に陥ることもあるので、そうすると、かつてあったような議論の繰り返しになってしまうので、ここはなかなか難しいテーマを抱えたワーキンググループであろうとは思っています。

それから、御質問の後段にあったものに関して言うと、福島第一原子力発電所事故の発生を受けて、国際連携の在り方で強く反省をしていることが1つ。CSNIとか、CNRAとか、OECD/NEA、IAEAの会合は、日本から委員なり、参加者として、有識者というか、専門家が、事故の前だって随分盛んに参加しているのですよ。その人たちは大学の先生であったり、研究機関の職員であったりして、帰ってきて、とても立派な出張報告書を書くのです。けれども、行政権限とか、行政上の責任を負っている人は、読まないと言っては何かけれども、全然と言うと言い過ぎ、ほとんど行政にフィードバックされない。

だから、とても立派な議論が行われていて、とても立派な意見を日本の代表も言っているのだけれども、日本の行政とは別問題となる。

例えば、先ほど言ったCNRAは規制当局が集まる委員会ですから、当然、規制上の権限を持った人。今の規制庁で言えば審議官や管理官、実際の審査に当たっているような人間が行かなければいけないのだけれども、役所は大体、国内が忙し過ぎると言って、そういうときに代わりに研究機関の人や大学の先生に行ってもらおうというやり方をとっていたのです。そうすると、最初にお話ししたように、立派な議論に立派に参加しているのだけれども、国の行政とは無関係というか、ほとんど反映されないという事態が続いていた。

例えば、福島第一原子力発電所事故の後にIAEAから調査団が来て、最初に彼らが問題点として言った言葉が、コンティニュアス・インプローブメント、継続的な改善。継続的な改善は、2000年前後にOECD/NEAで繰り返しわんわん議論されて、立派なレポートもいくつも作られて、そのレポートの執筆にも日本人は参加しています。だけれども、継続的改善は、国内の規制行政にはほとんど反映されなかった。ですから、国際機関の議論に参加するかどうかは全てではなくて、それをどう取り込むかがとても大事。

もう一つは、国際機関がこう言っているというのをそのまま真に受けて取り組めばいいという姿勢は大間違いで、例えば、地震や津波に関する議論にしても、国際機関の議論は、例えば、地震のない国の代表の人は地震について無責任なことを言うわけですよ。それも、ああいった機関ではコンセンサスベースだから丸めた結論が出てくる。日本がそれに単に従っていけばいいというものでは全くなくて、ですから、ここはバランスが必要で、国際機関の議論に対して敏感で、かつ、それに耳を傾けなければいけないし、必要なものであればきちんと取り込まなければいけないけれども、かといって、単に一律にそのまま取り込めばいいというものでは全くない。これは私たちがきちんと判断をしていかなければならないことだと思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、真ん中の列の方。

○記者 河北新報のセガワと申します。

女川の2号機の話なのですけれども、東北電力が安全対策工事の終了時期、今までは今年度の後半という計画だったのですけれども、どうも2年ぐらい延長するという報道が複数、先日あったのですけれども、これについての、まず率直な受けとめを伺えればと思います。

○更田委員長 報道でしか承知をしていなくて、東北電力から、審査チームはどうだか確認していませんけれども、私は説明を受けているわけではないので、なかなかコメントは難しいのですけれども、もし仮にそういった安全対策工事に関してのスケジュールの変更が、これは停止時であっても、非常にそれが問題とされるものであれば、それは重

要ではあるけれども、今回の場合は、女川2号機の運転を目指した上での安全対策工事の一環であるということなので、これは事業者の裁量の問題であって、規制当局として強くコメントしなければならないことがあるとは思っていません。

○記者 最近は毎週のように審査会合を開いていて、その割には延長する期間が、1年とかならまだ分かるような気がするのですが、何で2年という中途半端な、しかも2020年なのです。というので、いろいろな憶測を呼んでいるのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○更田委員長 さあ、それは分からないですね。ただ、東北電力は、これは社風もあると思いますけれども、慎重なアプローチをとる会社だとは思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、以上でよろしいでしょうか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—